

オンライン手続の流れ

- ①リンク先から【武蔵野市】建設リサイクル法に基づく届出(通知)にアクセスしてください。(届出(民間工事)と通知(国の機関又は地方公共団体による工事)でリンク先が異なりますのでご注意ください)

2.オンラインで手続きを行う場合

以下のリンク先からオンラインにてお手続きをお願いします。

- ① 届出(建設リサイクル法第10条の届出対象となる民間工事)(外部リンク)
- ② 通知(建設リサイクル法第11条の通知対象となる国の機関又は地方公共団体による工事)(外部リンク)

クリック

- ② 必要事項を入力、添付書類を登録してください。

入力終了

送信

- ③ 入力完了後、フォーム送信直後に「送信完了」メールが届きます。まだ 手続きは完了しておりませんのでご注意ください。オンラインからの届出(通知)の場合、副本の返却は行っておりません。必ず「送信完了」メールを保存してください。

送信完了 - 【武蔵野市】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出 [受付番号:TV00001565]

日付:
2025/02/07
10:42:05

差出人: no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp

宛先: ○○○@○○○○○○○ *届出者メールアドレス

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

ご入力ありがとうございました。以下の事項をご確認のうえ、ご対応をお願いします。

【注意事項】

・本メールは「送信完了」メールです。(※まだ手続きは完了していません。)

- ④市が届出等の内容を確認し、不備がなければ「申請に対する電子文書発行のお知らせ」をメールで送付します。このメールが届きましたら、手続き完了(届出(通知)の受理)となります。

- ⑤届出等の内容に不備がある場合等、修正を依頼することがあります。市から修正依頼があった場合は速やかに対応をお願いします。

- ⑥「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールには電子文書(受領書)が添付されています。メールに記載のURLから電子文書のPDFファイルをダウンロードしてください。

申請に対する電子文書発行のお知らせ 【武蔵野市】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)に基づく届出 [受付番号:TV00001472]

【要対応】 申請内容のご修正のお願い 【武蔵野市】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)に基づく届出 [受付番号:TV00000938]

差出人: no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp

宛先: ○○○@○○○○○○○ *届出者メールアドレス

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

このメールは申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

申請していただいた建設リサイクル法に基づく届出について、手続きが完了しましたのでお知らせします。
以下のURLにて、電子文書(受領書・届出(通知)済みシール(印刷用))のPDFファイルをダウンロードしてください。
ダウンロードした電子文書(受領書・届出(通知)済みシール(印刷用))のPDFファイルを印刷して、「届出(通知)済みシール」を工事現場許可票等に貼付してください。

<https://fb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/mypage/applied/6191406>

差出人: no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp

宛先: ○○○@○○○○○○○ *届出者メールアドレス

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

このメールは申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

申請手続きのための重要なお知らせです。

申請を完了させるために申請内容のご修正をお願いいたします。
以下のURLにアクセスし、申請内容の修正をおこなってください。
<https://fb.logoform.jp/mypage/applied/61213351>

- ⑦ダウンロードしたPDFファイルを印刷して「届出(通知)済みシール」を工事現場に掲示する「建設業者許可票」等に貼付してください。

(注意)12月25日(25日が休日の場合は前開庁日)から翌年1月3日まではオンラインからの届出等の受付はしていません。年明け早々から工事着手を予定している場合はお早目に手続きしていただくようお願いいたします。